

状を改善するために、雇用保険の加入要件、受給要件を緩和すること。

② 女性と子どもの貧困の解消

シングルマザーをはじめとする子育てワーキングマザー世代を支えるために、児童手当の増額、保育料免除の拡大、初等・中等教育において、授業料、教科書代だけでなく、給食費、補助教材費等の無償化などの社会保障制度の整備を行うこと。

③ 生活保護法の運用の改善と改正

運用の改善としては、生活保護の受給資格があるにもかかわらず、水際作戦と称して窓口で申請を拒否される例が多い。生活保護法を正しく運用すること。

法改正としては、より積極的に生存権を保障する内実をもつ生存権保障法制の整備、生存権保障制度についての行政に対する助言請求権、行政の広報義務、情報提供義務を定めること、外国人を含む全ての人々を生存権享有主体として明記することなど。

④ 広い視野に立った社会保障政策の充実

貧困の固定化を防止するための多様な職業訓練、職業教育機関の整備・充実、住居を失った失業者に対する公営低家賃住宅の大盤供給、高齢者や障がいのある人の医療費の自己負担割合の見直し、緊急の「経済危機対策」として構築された公的融資制度を生存権保障水準の底上げに繋がるよう改善することなど。

(3) 弁護士・弁護士会の役割

弁護士会は、社会保障制度の充実を求めていくために、制度の調査・研究を一層推進し、適宜、国や自治体に対し意見書等を発表していく必要がある。

また、東弁では、2008年度から専門の一般相談として生活保護相談を池袋と北千住の法律相談センターで開始したが、相談担当者を増やし、より多くの人々の権利を救済するために相談制度の広報に務めるほか、相談担当者に対する研修も更に充実させる必要がある。

更に、生活保護に関する相談を除く援助は現在日弁連の委託事業とされ、日弁連の費用で運用されているが、他の委託事業とともに国の費用で運用されるように法テラスの本来事業化を目指すべきである。

3 人間らしく働くための労働法制の改正を

(1) 労働者が置かれている権利状況

雇用形態の多様化、労働時間法制の弾力化の結果、この20年間で労働者の権利状況は大きく変質した。

雇用形態の多様化の要因は、「規制緩和」路線下における労働法制の相次ぐ「改正」である。2003年の派遣法「改正」では派遣の対象が製造業にまで拡大されたほか、ポジティブリストからネガティブリストへの転換も行われたため、派遣労働者を激増させた。また、同年の労基法の「改正」では契約期間が原則最長3年とされ、それに伴って正規雇用が有期雇用に置き換えられていった。これらの「改正」は、非正規雇用（特に女性の割合が多い）を増加させたばかりでなく、労働条件の劣悪化と低賃金化をもたらした。

労働時間法制の弾力化として、変形労働時間制や裁量労働時間制が導入・拡大された。

それに伴って、長時間労働、サービス残業など労基法無視の状態が生み出され、労働者の過労死、自殺、精神疾患等が増加している。

(2) 労働法制の改正と監督強化のために

弁護士・弁護士会は、労働者の置かれている権利状況を改善するため、国に対して次のことを求めていく必要がある。

① 正規雇用が原則であること

正規雇用が原則であり、有期雇用を含む非正規雇用は合理的な理由がある例外的な場合に限定されるべきであるとの観点に立って労働法制と労働政策を抜本的に見直すべきである。また、労働契約は、期間の定めのない契約が原則であり、有期雇用は、合理的な理由のある場合に限定すべきである。

② 派遣法の抜本的改正を行るべきこと

日雇い派遣の全面的禁止、派遣料金のマージン率の上限の設定、派遣対象業務の大幅な限定とポジティブリスト化、登録型派遣の原則禁止、直接雇用のみなし規定の創設等、派遣法の抜本的改正を行るべきである。

③ 最低賃金を引き上げるべきこと

わが国の最低賃金は主要先進国中最低とされ、生活保護水準との逆転現象も生じていることから、現行の最低賃金額を大幅に引き上げるべきである。

④ 同一（同等）労働について均等待遇であること

同一労働又は同一の価値の労働でありながら雇用形態の違いを理由として行われる賃金の差別待遇をなくし、労働条件の均等待遇を立法化すべきである。

⑤ 労働法規無視の違法行為を監督、是正すべきこと

正規労働者についても、労働法規無視の長時間過労労働や残業代不払いが深刻な問題となっている。行政による監督、是正が強化されるべきである。

(3) 弁護士・弁護士会の具体的取り組み

労働法制をあるべき姿に改正していくために、弁護士・弁護士会は電話による一斉相談の実施、労働相談の充実、労働問題を取り扱う弁護士の育成、意見書や会長声明の発表、シンポジウムの開催、厚労省との協議などをを行い、労働者の権利状況を改善していく活動に取り組む必要がある。

4 高齢者・障がいのある人の権利擁護の体制整備を

高齢者や障がいのある人の権利擁護のため成年後見制度が果たす役割は大きいが、弁護士の後見人等候補者が不足しており、事案に応じて広く候補者を養成する体制を早急に整備することが必要である。また、成年後見制度施行10年を迎えるにあたり、改善・改正すべき点の提言等も必要となる。高齢者虐待防止法施行後、各自治体でその取り組みが進みつつあり、自治体の弁護士会への期待も大きく、これに応える体制強化が求められる。

障がいのある人の福祉においては、障害者自立支援法の廃止が政治日程となったが、その後のあるべき制度に関する提言が必要であり、また障害者虐待防止法の制定が間近となっていることを踏まえ、これに対応する体制の整備も求められる。さらに、国連障害者権利条約の批准に向けた国内法整備について、

弁護士会として提言を行るべきである。

そして、所得の低い高齢者や障がいのある人に対する法的支援を強化するため、法律援助制度との積極的な連携を目指すことが必要である。

5 消費者庁・消費者委員会の充実・発展

(1) 消費者被害の現状

経済不況と高齢化社会の進行の中で、社会的弱者・生活困窮者を食い物にする事件が跡を絶たない。ハイリターンを売物にする様々な金融商品被害、マルチ商法型出資勧誘、住宅の手抜き欠陥工事、リフォームの架空・過大請求、家賃保証業者等の帶納者「追い出し」被害等、消費者、その中でも高齢者を始めとする社会的弱者の被害は増えている。

(2) 消費者庁等の充実へ

こうした状況の中で、日弁連が20年来提唱してきた消費者行政の一元化が、2009年5月の消費者庁関連3法の成立でようやく実現した。同年9月からは37年ぶりの新しい省庁として消費者庁と消費者委員会がすでに発足しているが、これは日弁連が、司法制度改革だけでなく行政改革にも手を広げ、実現した歴史的な活動であった。

消費者被害の防止・救済のため、消費者庁には司令塔として関係省庁を動かし、法改正や新立法が必要なら企画立案していくことが期待される。

消費者庁では、今まで縦割り行政の中でバラバラだった消費者事故情報が一元化され、被害の拡大防止のために公表され、処分に結びついている。

しかし、消費者から知りたい情報にアクセスする機能がまだ不十分であり、「事故情報は国民の共有財産」との観点からすると、早急にシステム改善を図るべきである。

消費者庁及び消費者行政全体を監視する役割を担っている消費者委員会は、国会審議の中と野党の修正合意で誕生した。2009年10月の食用油エコナの特定保健用食品表示の失効に際して同委員会が果たした役割は、消費者目線の世の中への変革を実践した事例として評価されるが、与えられた役割の多さに比し、事務局体制が圧倒的に不足しているため、いまだ所期の活動を十分果たしているとは言えない。予算と人員の大削減をはかり、本来の機能を発揮できるようにすべきである。

なお、弁護士会が提唱して誕生した行政機関には、常勤・非常勤の公務員となるべき弁護士・職員を輩出していくなければならない。行政の中に入って企画立案段階から弁護士が関与して人権擁護と社会正義の実現に寄与できるのである。現在、約10人の弁護士・職員が消費者庁と消費者委員会に出向している。弁護士業務を一時停止して公務員になることは容易ではなく、法成立から3ヶ月でスタートする行政機関への人材輩出は困難を伴った。彼らが任期満了となった時には次の人物を輩出しなければならず、弁護士会は、持続的に人材を輩出できるように、準備しなければならないし、任期満了で弁護士業務に復帰する会員がスムーズに弁護士業務を再開できるよう、持続可能な環境整備をする必要がある。

第2 刑事司法と少年司法の改革に向けて

1 裁判員制度の確立・発展

2009年5月21日に裁判員制度がスタートした。絶望的であった刑事司法に国民が参加することは弁護士にとっても歴史的な大転換である。開始前のアンケートでは、消極的な意見が多くあったが、実際にスタートしてみると、高い出席率はもとより、会見で語られる市民の意見からは、被告人の罪責を決める重責に対する真摯さを見て取ることができ、市民感覚による新たな視点を提供してくれている。

この間弁護士会も、総力を上げて、裁判員を説得するための法廷弁護技術の研修を続けており、まだ不十分な点はあるものの、実際の裁判員裁判では、従来の刑事弁護とは全く異なる弁護活動が始まっている。今後は、より一層市民に開かれた司法を目指すべく、市民にアプローチしなければならない。特に、「無罪の推定」や「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を市民に分かりやすく伝えていく責務があるであろう。また、公判前整理手続の弁護実践は重要であり、特に証拠開示を実効あらしめるための弁護技術の習得と努力が求められている。

もとより、裁判員制度は万全の制度ではなく、改善すべき点は多い。まずは、裁判員に課せられる守秘義務を罰則等を含めて緩和すべきであろう。自由な意見交換がなければ、制度がより良いものになるはずがない。また、弁護活動の点からみても、裁判官と裁判員の情報格差をなくすこと（公判前整理手続を行う裁判体と公判の裁判体とは別にすべきである）、証拠の全リストの開示、取調べの全面可視化、国選弁護報酬の増額など、課題は少なくない。発覚した最高裁の量刑検索システムの不祥事についても、弁護士会は情報の正確さの検証体制の確立を求める必要がある。

裁判所は、裁判員の負担軽減を考える余り、やむを得ず当事者の主張や立証を制限する傾向に陥る虞もある。今こそ当事者主義を徹底すべきなのであり、被告人の人権を保障し、真実を発見する刑事裁判の目的に沿うよう、3年後の検証作業に向けて、弁護士会も情報を収集し提言をしていかなければならぬ。

2 今こそ、取調べの可視化の実現を

取調べの全過程の録画つまり取調べの可視化法案を2度にわたり参議院に上程し可決した民主党を中心とする政権ができた。取調べの可視化を法制化する今までにない有利な政治情勢が生まれている。足利事件や布川事件の再審は、虚偽自白を強い取調べの危険性と取調べの可視化の必要性を改めて強く訴えている。

ところが、ここにきて取調べの可視化は「おとり捜査」や「司法取引」などの捜査手法の導入とワンセットでなければ認めるべきでないとの議論が声高に叫ばれている。

しかし、取調べの可視化は虚偽の自白とえん罪を防ぐため諸外国で制度化されているもので、取調べの可視化の導入にあたってセッ

トで新たな捜査手法が導入された国はない。新たな捜査手法を認めることは今まで見え問題の捜査機関による長期、長時間の取調べにさらに強力な武器を与えることになる。新たな捜査手法とのワンセット論は追い込まれた捜査機関側のまきかえしの議論であり、結局、取調べの可視化の実現を遅らせる口実に過ぎない。

弁護士会は、「おとり捜査」や「司法取引」がもたらす弊害を国会議員や市民・マスコミに説明する活動も展開しつつ、えん罪事件をこれ以上絶対にしてはいけないと取調べの可視化運動の原点に立って、裁判員裁判が始まったこの時期に早期に新しい捜査手法抜きの取調べの可視化の法制化を実現するために全力を投入すべきである。

3 死刑制度について

国連では、1989年に死刑廃止条約が、2008年12月には死刑執行の停止を求める決議が採択されている。そして、2009年6月現在、死刑廃止国（事实上も含む）139、死刑存続国58であり、死刑廃止は国際的潮流となっている。

ところが、わが国では死刑判決とその確定数、死刑執行数は増加の一途をたどり、明らかに国際的潮流に反した道を歩んでいる。また、国際人権（自由権）規約委員会による第5回日本政府報告書審査結果意見（2008年10月）では、死刑制度について、政府は世論にかかわらず死刑廃止を前向きに検討すること、死刑確定者の処遇改善、死刑執行の事前告知、再審・恩赦の請求に執行停止効を持たせること、再審弁護人ととの秘密接見の保障などの勧告も行われている。

日弁連では、2002年11月、死刑執行停止法の制定を提唱する「死刑制度問題に関する提言」が採択され、2004年10月の人権擁護大会では、死刑執行停止法の制定、死刑制度に関する情報公開及び死刑問題調査会の設置を求める決議が採択された。さらに、2009年7月には、法務大臣に対し、緊急の死刑制度見直し（再鑑定を受ける権利の確立など4点）と死刑執行の停止を求める「死刑執行の停止について（要請）」を行った。そして、2009年11月の人権擁護大会では「『人権のための行動宣言2009』のもと人権擁護活動を一層押し進める宣言」が採択され、死刑執行停止の実現と死刑制度に関する国民的議論の促進が今後10年を目途に実現を目指して取り組むべき課題として提起されている。

2009年5月、裁判員制度が施行され一般市民が死刑判決の言渡しにかかる可能性が現

実のものとなり、議員連盟「正義制度を考える超党派の会」が「假釈放なしの終身刑」を提案するなど、死刑をめぐる論議も活発化してきた。そして、政権党となつた民主党は、死刑存廃の国民的議論を行うこと、終身刑の検討、国際的動向も注視しながら当面の執行停止や死刑の告知、執行方法などを含めた国会内外での議論の継続などをその政策案「INDI EX 2009」にかけ、「死刑廃止を推進する議員連盟」の会員であった千葉景子氏が法務大臣に就任し、その山井静香会長、福島瑞穂会員が閣僚となるなど、わが国の死刑制度をめぐる政治的環境は大きく変わった。

以上のような国際的潮流、わが国における死刑制度に対する国民的关心の高まり、政治的環境の変化などを踏まえ、日弁連が長年にわたって求めてきた死刑執行停止を始めとする死刑制度改革、国民的議論の促進の実現に向けた活動が求められている。

4 国選付添人制度の拡充

(1) 2009年5月21日以降、被疑者国選弁護制度の対象事件が、いわゆる必要的弁護事件にまで拡大されたため、少年に対する被疑者国選弁護人の選任数も増大しているが、家裁送致後には、その多くが国選付添人になれないという制度的矛盾が発生している。

弁護士付添人は、少なくとも少年鑑別所に収容されて身体拘束を受けた少年の事件全件を対象とした制度にまで拡大すべきであり、また、単に家庭裁判所の陪席選任だけでは不十分であり、被疑者国選弁護と同様に、少年の請求による国選付添人の選任も検討されるべきである。

日弁連は、2009年1月に「全面的国選付添人制度実現本部」を設置して、運動を強化しているところであり、東弁としても、これと連携しながら、国選付添人制度拡充の必要性を広く市民に訴えたり、政府、国会等に要請したりするような活動を積み重ねる必要がある。

(2) 他方で、国選付添人制度拡充の実現のためにも、現行制度の中での弁護士付添人選任数の増大とその質的向上を図るべきである。

少年は、被疑者国選弁護人の選任率が成人に比して低いという問題があり、その選任率を高めるために、裁判所の告知の方法の工夫を求めることが必要である。また、被疑者弁護人を選任していない少年に付添人選任の機会を与えるために、当番付添人制度の意義は依然として重要であり、その充実も必要である。

この間、付添人選任数は増大しているが、充実した付添人活動を提供できるようにするために、弁護士会による研修やマニュアルをさらに充実させる取り組みも進める必要がある。

第3 法曹人口と法曹養成について

1 法曹人口問題について

(1) 当面の司法試験合格者数を考える視点

日弁連は、2000年11月の臨時総会で、法曹人口について、「社会のさまざまな分野・地域における法的需要を満たすために、国民が必要とする数を、質を維持しながら確保するよう努める」との基本方針を定めた。

市民に身近で利用しやすい司法をつくると

いう理念の実現のために法曹人口を増やす必要があり、司法制度改革審議会が提起した「実働法曹人口5万人規模」の実現を将来的目標として堅持すべきである。

しかし、「5万人」に到達する時期については、法科大学院制度や受験生への影響などに配慮しつつも、次の4つの視点から見直すべきである。

第1は、司法制度改革審議会意見書が提起した様々な改革提言の実現状況の偏重性である。

弁護士人口が増加すれば市民の司法需要が増大するのかといえば、そうではない。弁護士人口が増加しているにもかかわらず、全国の地方裁判所の民事・行政事件の新受件数は、過払い金返還請求訴訟を除き、2004年以来減少に転じている。市民の司法に対する需要は、経済動向にも左右されるが、何よりも司法が市民にとって役立つ場であり利用する価値があると認識されることで拡大する。

そのためには、権利保障のための法制度の整備（例えば、債務名義を有する当事者に相手方の銀行預金履歴の開示請求権を認める制度の導入、提訴費用の低額・定額化など）と司法予算の拡大（法律扶助制度の抜本的改革、裁判所の人的・物的拡充など）が不可欠である。現状は、弁護士人口の拡大と比べ、司法制度の基盤整備が大きく立ち遅れている。その結果、日弁連の法的ニーズ・法曹人口調査検討PTは、2008年3月、法的需要を調査した結果、「10年後の2018年において、現在の2倍に相当する5万人規模の弁護士を安定的に吸收しうるだけの法的ニーズを予測することも困難」としている。

第2は、法曹の質の維持の課題に、重大な問題が生じていることである。

市民にとって、弁護士を依頼し司法を利用しようとすることは、一生に一度あるかないかのことであり、場合によっては、その結果が市民の人生を左右することすらある。しかし、当該市民が法曹の質を判断することは難しい。資格付与の段階において国が法曹の質を確保することこそ、市民の人権・権利を保障するために必要である。

現在の法科大学院教育の実状を前提にして司法試験合格者数を増大させる以上、基本法における論理的・体系的な理解が不足している者も合格することは避けられないであろう。そのため、合格後の司法修習の一層の充実が求められているのに、現状は逆になってしまっている。司法試験合格者の急増に伴い、修習期間は1年となり、前期修習は廃止された。前期修習に見合う教育が全ての法科大学院で実施されているとはいえない。また、2ヶ月に短縮された実務修習では修習内容が限定され、中身のある修習を行うことが事实上困難である。

さらに、修習終了後に法律事務所に採用されないまま、即時に独立する弁護士も多くなり、先輩からOJTで実務や倫理の指導を受けることができない弁護士が増加しつつある。

市民の人権・権利を擁護する法曹の質を維持する観点からも、司法試験合格者数の見直しは必要である。

第3に、弁護士といわゆる隣接士業の関係、特に将来的役割分担についての国の司法政策に整合性がなく、混乱していることである。

司法制度改革審議会意見書はわが国の約20

万人の隣接士業の存在を考慮していないといったとしてもよい。むしろ反対に、将来的には、簡易事件など軽微な事件についても、独立性を有する弁護士が担うことこそ市民の権利保障の強化につながるという方向性を示していた。

ところが、同意見書後の国の司法政策を見ると、司法書士、弁理士、社会保険労務士、税理士、行政書士の司法への関与権限を拡大する方向への施策が推進されている。

これは、司法制度改革審議会が目指した方向性と大きく矛盾するものであるとともに弁護士に対する法的需要を狭める要因にもなる。

この点についての我が国の法曹像と司法政策が不確定なまま、現状の司法試験合格者数の増員を続けてよいのか、再検討すべきである。

第4は、弁護士自治を危うくする要因が拡大しつつあることである。

弁護士自治は、弁護士の独立性を保持し、市民の人権・権利を擁護する職務を全うするために不可欠なものである。

司法に対する需要を上回る弁護士の急増により、弁護士が会務に結ぶる余裕を失い、会員の負担も過重となりつつある。このままでは弁護士会への全員加入に対する見直しの声すら起りかねない。また、弁護士の不祥事に対する会外の批判が、弁護士会の懲戒権限の見直しにつながりかねない。

(2) 当会の取組み

弁護士会は、これまで以上に、司法修習生や仲間として迎え入れた若手会員に対する具体的支援の態勢づくり、業務拡大の取り組みや広報の充実、全会員を対象とした援助・支援策の拡充に全力で取り組まなければならぬ。

それと同時に、弁護士会は、市民の人権・権利を護り、市民に利用しやすい司法を実現するという司法改革の原点に立って会内議論を深め、司法基盤整備を求める運動を一層強化しつつ、前記4つの問題点についての情報を率直にマスコミや市民に開示し、当面の司法試験合格者数については、弁護士人口5万人の達成時期を遅らせる方向で、政府および各政党に対し、提言と要請を統けるべきである。

2 法科大学院制度の理念の

再確認と支援

司法制度改革審議会意見書は、市民の人権を守るために「法の支配」を実現すべく、法曹特に弁護士について、「社会生活上の医師」としての活動に期待し、良質の多数の法曹を養成することを目指した。そして、その養成制度として、旧来の司法試験の点による選抜ではなく、様々な分野で活動していた者に対して、プロセスとしての法曹教育を経させることを重視し、法科大学院を中核とした法曹養成制度を設計した。

その設計に基づき、2004年4月に法科大学院が開設され（現在74校）、プロセスとしての法曹養成を経た学生を4年間輩出してきた。そして、それらの者は、科目数及び問題数も増えた新たな司法試験を受け、合格後1年間の司法修習を経て、すでに法曹界で活動している。

ところが、この間、司法修習生の質の問題や就職先不足の問題が取りざたされ、他方、法科大学院によっては、ほとんど新司法試験の合格者を出さないところも生じ、その結果、2009年度新司法試験の合格者は、当初計画で予定されていた2500～2900人の枠を大幅に割り込んで2043人となった。その結果、合格率は20%台に下がっている。この合格率が法曹養成の中核である法科大学院制度へ大きな影響を与えていていることは否定しがたく、この現状に対し、東弁は、次のとおり、早急に手当をする必要がある。

1 法科大学院制度が法曹としてのプロセス教育の中核であること再確認し、その理念を実現すべく、同制度を応援することを宣言する。

2 合格率競争により法科大学院が予備校化しないよう、入学者定員を削減するよう強く提案し、その削減した法科大学院に対して、良質な教育が可能になるよう実務家教員を送ったり、リーガルクリニックやエクスターインシップを提供したりして援助する。

3 予備試験の中身が、実務科目等多くの科目のプロセス教育を経た法科大学院卒業と同等のものであることを厳格に適用し、予備試験を新司法試験受験資格獲得の安易なルートとさせないようにする。

4 他方、法科大学院生への経済的問題について、奨学金制度のさらなる充実を実現すべく運動する。

3 司法修習の充実

(1) 個別指導弁護士確保の必要性

直近の数字としては、新63期合格者2043人中160人、現行63期合格者150人中45人、合計205人が東弁配属の予定となっている。

配属修習生の増加により、個別指導弁護士の確保が近年困難を極めているが、この傾向は次年度も変わらないと思われる。個別指導弁護士の十分な確保が必要である。さらに、実務修習期間が2ヶ月という極めて短いものとなっているため、多様な事件を経験させるためには工夫が必要である。少年事件、刑事事件や保全事件等につき、担当の個別指導弁護士が2ヶ月の修習生配属期間に受任できない場合の対策として、指導協力弁護士の制度がある。この制度を有効活用するには担当する弁護士数の十分な確保が必要である。

(2) 立川支部修習の支援

2009年11月に修習が開始した新63期から立川支部修習が開始された。同支部には東弁配属として12人の修習生が配属された。修習委員会と協力して、立川支部における個別指導弁護士確保に努力するとともに、初めての修習生配属があるので国連弁護修習や選択型修習プログラムの組成などにおいて、なるべく地域に密着した修習が可能となるように早急な基盤整備が必要である。

(3) 人的・予算的支援の充実

東弁への配属修習生が増員されて、個別指導弁護士及び修習委員会の委員が不足している。広く東弁会員全体に呼びかけて十分な人数を確保する必要がある。模擬裁判、選択型プログラムなど、きめ細かく個別に修習生を指導するため十分な人員確保が不可欠であ

る。また、個別修習期間中の合同修習や選択型修習についてはOJTとして現場での修習など座学だけない修習が必要となり、かかるプログラムの実施に十分な予算を確保しなければならない。

(4) 給費制の存続を

2010年11月に修習を開始する新64期修習生から修習費用について国が給付するのではなく、貸与制が開始される。修習費用は修習専念義務がある修習生の生活を支える資金として重要であるが、給付制から貸与制への変更

は、修習生が債務を負って実務家として出発しなければならないという足かせになる。特に、法科大学院の修習費用及び生活費は3年間で1千万円とも言われており、経済的に裕福でない修習生は、すでに相当額の借入債務を負っている可能性も否定できない。これに加えて修習費用も債務となるとすると、多額の借入債務を負わねばならず、経済的には恵まれないが、優秀な志高い法曹希望者が法曹界に入ることを諦めることにもなりかねない。給費制は存続させるよう早急に連動を強めるべきである。

である。

また、若手会員の経済的基盤の脆弱化に対処するため、弁護士業務の総量を増加させるための施策も、これまで以上に積極的に行うべきである。

さらに、とりわけ若手弁護士にとっては、弁護士間の交流を通して、切磋琢磨したり、悩み事を相談したりすることが極めて重要であることから、東弁に入会する同期だけでも400人前後になろうとする現在の状況に合った交流の方法について、具体的に検討されるべきである。

(2) 即時・早期独立弁護士等に対する対策について

従来は、先輩弁護士から知識や倫理を習得し、実務経験を積んでいたのが一般的であるが、今後増加が見込まれる即時・早期独立会員等にはそうした機会が乏しい。そのため、具体的な対応体制の構築が急務である。

東弁では、「チューター制度」に関する規則を制定のうえ、制度を発足させた。東弁における「チューター制度」は、入会登録後3年目までの即時・早期独立弁護士または事務所内独立採算弁護士等が、登録5年目以上の先輩弁護士から弁護士業務に関する指導・助言等を得る制度である。従来、日弁連でも同様の制度を設けていたが、単位会レベルで実施した方が、地域の実情にあった適切な指導・助言等を行うことができるなど、きめの細かい対応が期待できる。この制度の成否は、良いチューターを確保することにあることから、今後、制度に対する各会員の理解を得つつ、協力を求めていくべきである。

また、OJT研修制度の実施も検討されるべきであるが、この制度は、指導担当の会員に過重な負担を課すことになるので、対象とする案件については、弁護士会の法律相談の枠を利用する等の制度設計を前提とすべきである。これら問題を解決するための検討を早急に行い、実現に向けた努力をすべきである。

さらに、会員内には、即時・早期独立弁護士や過疎地に赴任する弁護士を支援するために、新たにその受け皿となる法律事務所を開設するなどの試みもみられるが、そうした動きもより一層進められるべきである。

(3) 若手会員間の交流の機会の増加

弁護士間の交流を通して、意見交換したり、悩み事を相談したりすることは、独善に陥らず、自己向上させるために極めて重要である。しかし、60歳以降の入会者は急増し、同期の間のつながりも希薄になりつつある。その意味で、2006年度に発足した新進会員活動委員会は、その核として、ますます大きな役割を果たすよう期待されるところであり、同委員会を中心に、若手会員間のネットワークのあり方についての検討も進めるべきである。

(4) 期成会における取組み

若手会員に対する支援は、前述のような弁護士会レベルの対策だけではなく、「頑の見える関係」を築きやすい規模である会員レベルでも対策を充実させることが重要である。期成会では、2009年度に登録10年目までの若手会員で構成する「若手の会」を正式に発足

第4 弁護士会の将来構想

1 はじめに

現在の弁護士人口は急激に増加しているが、仮に年間合格者数が2000人程度で推移したとしても、15年後には5万人を超すことが確定である。これを東弁についてみれば、毎年会員が400人前後増え続け、10年後には1万人程度になると予想される。

そうであれば、将来の東弁の会務活動全般の状況を見通して、会内合意形成のあり方、若手会員への支援、会務活動への参加、会館の容量、会務活動・研修の発展等とそれに伴う職員の増加、それらに関係する財政問題、業務対策等を早急に検討する必要がある。

2 弁護士自治について

(1) 会内合意形成

弁護士の自治が弁護士会活動にとって極めて重要なことは論をまたない。しかし、弁護士人口の急激な増加は弁護士自治にとっても大きな影響を及ぼす。

弁護士自治は、弁護士会の諸活動が多く会員に支えられて活性化することによって完全に機能する。それには、委員会活動の活性化、業務対策、若手会員支援、財政基盤の確立などが関連するが、ここでは会内合意形成の在り方について政策を提言する。

弁護士会の意思形成は、会員の意見を聞きつつ、様々な意見を集約して行われている。しかし、会員、特に若手会員の意思が会務に反映せず、弁護士会の会務の方向が会員の問題意識とずれていれば会内合意形成は難しい。しかも、会員における若手会員間のつながりの希薄化と無会派層の増大は、若手の意見を集約して会務に反映させることを一層困難にする。

これを改善するためにも、弁護士会の制度、重要政策並びに現在の情勢に関する重要な情報の提供と共有化が必要であり、ホームページの充実や会報、メール、ファックス等を利用しての一層の取り組みを強化すべきである。

組織的には、できるだけ小単位の組織を多方面で作り、そこに一定の役割を担わせることが必要である。その一つとして、会派には会議室の確保等引き続き活動の場を保障し、その中でも特に各会派の若手会員と東弁執行部との意見交換会は定期的にもつ必要がある。

これとは別に、これからは、各期会等の組織を入会時に作り、さらに50人程度の同期会

のクラス編成をして、入会から5年まではそれを弁護士会内の正式な組織として認めてはどうか。この組織は各期で400人程度の規模となるが、活動の実質はできるだけ会派に属しない会員が担うようにし、また、各クラス1、2人の相談役の弁護士を付け、その組織の活動に対しては、要請を受けて東弁として金銭的な援助を行うことを検討してはどうか。なお、会派においても、できるだけその中に中規模のインフォーマルな委員会や団体を作っていく工夫すべきであろう。

中期的には、総会に代わる代議員会制度や地方自治体の単位や弁護士の数に合わせた地区割りの組織作りを検討すべきである。後者については東弁の組織としての地区割り組織であり、地区法曹とは直接には関係のない組織として構想する。その中心活動は地方自治体と連携した法律相談業務であり、各地区的法律相談はこの組織と弁護士会と共に共同で担うように検討すべきである。

(2) 会を挙げて若手支援を

若手会員の急速な増加に伴い、若手会員に対する会を挙げての支援が必要となっている。その概数をみても、ロースクール教官に数人、研修所教官に6、7人程度、実務修習の指導に200人以上、若手クラス会への相談役に10人から20人程度、即時独立弁護士への支援チューターに10人程度、OJT支援に10人程度など、これに関わり協力する会員が毎年250人以上必要となる。

弁護士経験10年以上で30年未満、40年未満の会員は、現在それぞれ約1900人、2500人いるが、今後は会を挙げて取り組みを強化する必要がある。多くの会員に若手支援の取り組みに参加してもらう工夫が必要である。

3 若手、新人会員への研修・支援

(1) 弁護士会が果たすべき役割

弁護士人口の増加などによる業務環境の急激な変化のため、若手会員の間には、将来に対する不安が広がっている。不安を解消する方策として、実務経験のための研修（OJTなど）や、受任した事件に対する個別的な相談等の実施に対する期待も大きい。このような期待に対し弁護士会が座視することは、若手会員の弁護士会への求心力を失わせることにも繋がり許されるものではなく、早急にこれら実務研修などの制度の実施を目指すべき

させた。「若手の会」は、3年前に非公式の組織として結成されて以来、各種勉強会、懇親会、過疎地のひまわり基金法律事務所・法テラスに赴任した仲間を訪問するツアー、メーリングリストでの情報交換等を通じて、若手の人材交流を活発に行って來たが、今般公式の組織となり、ますます活動を充実させていく予定である。

また、OJTは、信頼関係の構築された者の間でなければ運用が難しく、弁護士会レベルでの取組みとは別に、「額の見える関係」を築きやすい会派レベルの取組みが期待されているところである。期成会は、5年前にOJT部会を発足させて先鞭を付けたが、必ずしも所期の成果を上げていない。OJT制度を再構築する必要がある。

4 法律相談事業の発展

(1) 法律相談事業の発展

法律相談事業の発展は、市民の権利擁護の機会を拡大する役割を担うと同時に、弁護士の業務基盤を確立する役割も持っている。厳しい雇用条件の下で市民が法律相談のために休暇を取ることは困難であるし、高齢化社会が進めば、外出もままならない高齢者も増加する。市民のニーズに合わせて、法律相談事業のあり方も多様化させるべきである。

① 各種小規模相談所の設置

市民の法律問題の相談先は、弁護士会や他士業の他に、各区・市・町・村の役所や警察署が多い。弁護士会はこれまで幾つかの法律相談センターを設置してきたが、大型の法律相談センターの新設には、物的設備投資による財政的困難を伴う。そこで、法律相談センターの支店ともいべき小型の相談所の設置を提案する。

たとえば、「自治体等隣接相談所」「駅前法律相談所」である。後者は市民のアクセスの多い駅の周辺に開設する。固定経費抑制のため面積は小規模とし、弁護士2人程度を置き、事務職員は置かない。ベテランと若手をセットにして相談日の割当てをし、OJTを兼ねる。土日祝日や夜間の相談も検討し、需要が高ければ規模を大きくして法律相談センターに昇格させればよい。事務所を持てない若手即時独立弁護士の活躍の場も広がる可能性がある。

② 中小企業法律支援センター

中小企業は売掛金回収、労働問題、事業承継など多くの法律問題を抱えている。しかも、個人と違って継続的な問題であることも多い。ところが、中小企業は、税理士や司法書士に相談することはあっても、弁護士に相談することは少ない。顧問弁護士を抱えることも顧問料という固定費がかかるので躊躇する。

このような現状をふまえて、2009年11月に「日弁連中小企業法律支援センター」が発足し、本年4月より活動を開始することになった。中小企業庁とのタイアップも視野に入れて、中小企業が必要な時に必要な法律相談ができるシステムを構築すべきである。

③ 派遣型法律相談

会館での休日相談や夜間相談を実施するには職員の労務管理の問題がある。土日祝日や夜間ににおいては、弁護士の個人事務所での相談を積極的に活用してもよい。また、中小企業や、高齢者・病人の自宅に、弁護士が直接

赴いて相談に乗ることも検討されてよい。ただ、相談者の自宅を単身で訪ねることなどは弁護士の安全にかかわる問題もあるので検討を要する。辺鄙な地域には、移動型巡回相談が実施されてもよい。

(2) 若手弁護士への法律相談枠の優先割当

若手支援策として、事前の弁護士会の研修受講を条件として、法律相談枠を若手弁護士に優先的に割当てることも検討されるべきである。確かに、法曹人口増員による業務基盤の弱体化は、若手弁護士に限られた問題ではないから、会員間の公平を尊重すべき要請も多い。しかし、若手弁護士は、経験年数を経た弁護士と異なり業務基盤がまったく確立されていないことに加え、既存事務所に勤務弁護士として就職できない弁護士が増えることを想定すると、若手弁護士への実質的な経済的支援策が必要である。

5 業務対策

(1) 業務基盤の開拓の緊急性

弁護士人口増員のペースに対し、司法基盤の整備や弁護士の業務基盤の確立という条件整備が追い付かず、新規登録弁護士の就職難や、OJTの機会の喪失など「歪み」が顕在化している。弁護士増員による歪みの拡大は、法と正義を社会の隅々にいきわたらせるという司法制度改革の正当性を揺るがす要因にもなりかねない。弁護士会が市民のための司法を実現するには、弁護士自身が直面している歪みの解消に知恵と労力を注ぐべきである。

(2) 多方面への取り組みの強化

司法改革の一環としての法曹人口拡大は、弁護士自治の観点からしても、弁護士業務の基盤拡大を伴うことが必要である。インハウスロイヤルや任期付き公務員等の新分野に進出する弁護士も増えつつある。弁護士が多方面・他分野に進出・展開していくことは、弁護士の役割への市民の理解を深めるとともに、弁護士に対する市民の信頼を高め、弁護士自治の基盤を強化することにも繋がるなど積極的意義がある。今まで以上に、進出すべき分野を広げる取り組みが大切である。

なかでも、行政の内側からの法化社会へ向けての努力に協力したり、積極的に自治体の外部監査人に就任したりするといった行政分野での取り組み、また、日弁連中小企業法律支援センターを中心としたニーズに応える充実した組織として構築し、さらに、日弁連リーガルアクセスセンターが保険会社とタイアップして始めた権利保護保険を中小企業や個人の一般法律相談や訴訟費用に適用できるよう拡大し、普及させる取り組みが重要である。

それとともに、弁護士業務への理解や弁護士の役割への認知度を高める広報、テレビコマーシャル等の媒体を利用した広報も大切である。

6 「東京三会法教育センター(仮称)」の創設を目指して

司法制度改革審議会意見書は、「21世紀の司法制度の姿」の柱の一つとして、「国民的

基盤の確立(国民の司法参加)」を挙げ、これを実現するための条件整備として、「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。そこでは、教育関係者のみならず、法曹関係者も積極的役割を果すこと求められる。」としている。

政府の司法制度改革推進計画(2002年)でも、「法教育のための所要の措置を講ずる」としており、法務省は、法教育の研究・実践・普及方法のあり方について検討を進めている。

文部科学省も、2008年3月に小学校・中学校の新学習指導要領を告示し、同年12月に高等学校学習指導要領の改訂案を発表して、国民の司法参加、法に関する学習を大幅に拡充する方針を示した。

法教育は、個人尊重の憲法原理に立って、多様な人々が共生する民主主義社会の担い手を育てるこを目指すものでなければならない。その意味で、学習指導要領の内容そのものの検討も重要である。

加えて、法教育を通じ、次世代を担う若者に、法やルールの必要性、法を実現するための司法の存在意義を伝えるとともに、身近な司法の担い手である弁護士の仕事や役割についての理解を広げていくことは、弁護士会の重大な責務と位置付ける必要がある。

東弁は、「法教育センター」の活動と各委員会が独自に行っている出前授業の会内交流を始めたばかりであるが、これにとどまらず、都内の全学校を視野に入れ、当会だけでなく、一弁、二弁と共同して、「東京三会法教育センター(仮称)」の創設を目指すべきである。同センターでは、現在、東京三会の各委員会がバラバラに行っている消費者教育、憲法教育、子どもの人権に関する教育、公害・環境教育などの学校への出前授業、裁判傍聴支援、模擬裁判支援などの多様な取り組みを総合的に整理してトータルプランを策定するとともに、講師派遣等の窓口を一本化して人的懸勢を整備することになる。また、学校での法教育の教材とするためにも、弁護士・弁護士会の仕事を具体的に分かりやすく知らせるDVDやパンフレットなどの制作が重要な課題となる。

そして、東京三会は、東京都教育委員会に対し、都内の高等学校、中学校、小学校の法教育の実践にあたっての具体的な協力に向けての懇談会の開催を申し入れるべきである。

上記DVDなどは、市民向けの広報にも活用し、都や各区、市町村の窓口や社会教育センターなどでも利用してもらうことを要請すべきである。

法教育の実践と成果こそが、長期的には、市民と司法、そして市民と弁護士を近づける最も太いパイプになるであろう。

7 弁護士会の男女共同参画の推進を

(1) 日弁連の取り組み

男女共同参画社会基本法が制定されて10年が経過した。政府は「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度」を目標にしている。2008年国連開発機構の「ジェンダー・エンパワーメント指数」で日本は108ヶ国中58位で遅れている。

法曹人口増加に伴い女性弁護士の割合が高くなっているが、日弁連は、2007年に男女共同参画推進対策本部を設置し、2008年5月に基本計画を策定し、女性会員のいない委員会を2年以内にゼロに、正副委員長、理事者に占める女性の割合10%をめざす等の目標を立てている。

女性修習生の就職問題は深刻であり、日弁連の61期女性修習生へのアンケートでは61期で回答者の55%、新61期で32%が就職活動の際に、「出産育児を理由に女性を採用しない」、「女性は弁護士に向かない」などの差別対応がなされたと回答している。日弁連は各単位会に、①差別的言動をしないよう指針を策定すること、②差別的言動等の人権侵害を受けた際の苦情窓口を設ける等の要請をした。

(2) 東弁の取り組み

2009年9月時点で、東弁の女性会員は16.5%である。東弁においても、2008年に男女共同参画推進本部を設置した。政策決定への参画の拡大のため、各委員会に女性会員の配置を要請した結果、女性会員ゼロは総務委員会のみとなった。但し、正副委員長に女性がない委員会も少なくない。また、女性会長も出し、毎年女性の副会長を出している二弁に比較しても、女性の会長は過去になく、副会長もいない年が多く、会として計画的・積極的に位置づけない限り前進は期待できない。

昨年度、推進本部では直接女性弁護士の意見を聞く昼食会を連続的に行ってきた。そこでは就職差別に関する話が最も多かった。東弁でも日弁連の要請を受け、性別を理由とする差別的取扱いの禁止を規則に盛り込んだ。研修会への参加確保のための工夫の要望も多い。また、子どもをベビーシッターに見てもらって研修会に参加できるように4階の和室を無料で使用できるようになった。

今後、すでに実現している産休中の会費免除に加え、育児休業中の一定期間の会費免除や、出産育児で退会した後復帰した場合に元の登録番号を使用できるようにすることなど検討すべきである。さらに、法律事務所における就職や業務の平等についても男女共同参画の観点からの取り組みが求められている。

8 財政と会館

(1) 東弁の財政状況と会費の減免の拡充

東弁の財政状況は、一般会計ベースの收支はほぼ均衡しており、OA刷新費用と職員退職金積立金の財源に若干不安を残している。他方、会館特別会計には50億円を超える余剰金があるので、会館維持管理会計への繰入金を減額すれば、一般会計には心配はなく、会費の値上げの必要性はまったくない。

ところで、東弁の正味財産は、固定資産(主に会館)を含めて120億円にも達しており、これら資産の有効活用が求められている。

このように潤沢な資産を持つ東弁は、就職難や初任給の減少などで、経渓的に困難な事情を抱えた新入・若手会員のために行われる諸施策に大胆に資金を投入すべきである。とりわけ、審査基準や手続の簡素化、納入猶予制度の導入を含め会費の減免等制度の拡充を図る必要がある。

(2) 会館の役割の増大と新会館の取得

修習生の増加、委員会活動の拡大、研修講座の増加、会派等の諸団体の活動の活発化などから、日常的に会議室の不足に悩まされており、会務活動にも支障が生じている。

このような事態は放置されるべきではない。直ちに新会館の取得に乗り出す必要がある。新しい会館は、主に修習生を含む研修や法律相談など外部でも不都合が少ない目的に利用されるものと考える。そうであれば物件の確保が難しい箇が周辺ではなくてもよい。地下鉄など交通の便が良い場所であれば、周辺でもよいのではないかだろうか。また、新会館の利用目的は限定されるので、必ずしも新規に建設する必要はない。早急に確保する必要性が高いことを考えれば、古いビルを買い取ることや賃借することでもよい。

なお、取得資金には、会館特別会計と会員の任意の寄付を充てるべきであり、新たに特別会費を徴収する必要はない。

9 公設事務所の現状と課題

(1) 東弁の公設事務所の先駆的な役割

東弁は4つの公設事務所を支援しているが、各事務所はそれぞれ独自の先駆的な役割を果たしている。

東京パブリック法律事務所(第一公設)は、「市民の法的な駆け込み寺」として市民のあらゆるニーズに応えながら、弁護士任官を推進するベースキャンプとしての役割も果たしている。北千住パブリック法律事務所(第二公設)は刑事を中心としながらも、一般民事・法律扶助・法律相談・リーガルクリニックなど地域の法的ニーズにも対応し、過疎地公設事務所への弁護士派遣などを実行している。

渋谷パブリック法律事務所(第三公設)は、ロースクールから業務委託を受けて、法科大学院の学生に対し、生きた事件を題材にしながら、臨床教育(リーガルクリニック)を実施している。多摩パブリック法律事務所(第四公設)は、多摩地域の新時代にふさわしい

「すべての市民に開かれた法律事務所」として位置付け、多摩地域のすべての市民の権利を擁護し、実現することを理念として活動している。

(2) 喫緊の課題は所長、副所長、中核弁護士の人材確保

公設事務所の役割に共感して応募してくれる修習生は多数に及んでいる。しかし、各事務所において、若手会員の指導を担う副所長から中堅の弁護士が不足している。この状況を開拓するために、2008年12月に東弁会長のもとに東京弁護士会公設事務所人事プロジェクトチームが設置され、適材を適時に供給する条件の整備とシステムの構築を図るために諸活動を行っている。同PTの活動を強化して、条件整備とシステムの構築を図る必要がある。

(3) 公設事務所のありかたの検討を

公設事務所のための支出は東弁財政の一定の大きさを占めており、東弁として公設事務所の活動について会員に対する説明責任を果たす必要がある。このために、公設事務所運営特別委員会の活動を強化し、所長、副所長、中核弁護士や若手所員から希望聴取を行い、各事務所の課題を把握する必要がある。さらに、公設事務所の運営の自立化と財政の独立を展望しつつ、事務所のガバナンスの確立に向けて検証を行う必要がある。

第5 多摩支部の発展のために

1 多摩支部の課題と展望

(1) 裁判所の立川移転と新会館の開設

東京三弁護士会多摩支部は1998年に発足した。2009年4月には東京地家裁八王子支部が立川に移転し、裁判所近くの賃貸ビルに新会館が開設された。この新会館は三会共同で206坪を賃借するとともに、これと隣接して約50坪を東弁独自で賃借し、会議室として使用している。この会議室は、市民向けの講演会、弁護士向けの研修会等で頻繁に利用されており、一、二弁の会員も等しく利用している。しかし、この部分の賃料をいつまでも東弁のみが負担することは好ましくない。早急に、一、二弁とも協議して相応の賃料負担を求めるべきである。

(2) 支部活動の現況

2009年より裁判員裁判が始まり、被疑者国選が拡大した。支部では登録弁護士名簿を作成して、裁判所立川支部管内の公的弁護制度の運営を行っている。

また、2009年11月からは、全国の支部としては初めて、裁判所、検察庁立川支部での修習生受入れが始まった。支部の修習委員会は、支部修習のための三会協議会も作り本会と連

携して取り組みを行っているが、今後一層緊密な連携を図ることが必要である。

2010年4月からは、これも裁判所支部として初めて、労働審判が開始される。多摩支部としては労働法制PTを発足させ、これへの対応を急いでいる。

このように地域司法の運営に関して、多摩支部の業務は拡大の一途をたどっており、現在では15の委員会(PT等も含む)が活発に活動している。2010年度には消費者委員会が発足する予定である。

(3) 多摩支部会員資格の問題点

支部会員数は2009年10月5日現在で990人であり、増加の一途をたどっている。

しかし、東京三会の会員であれば誰でも支部会員になれる(多摩地域に住所も事務所もなくてもいい)、また多摩地域に事務所がありながら支部に加入しなくてもよいというかなり特殊な支部会員資格を定めているため、多摩地域に事務所がある会員は約300人にとどまる。都内に事務所のある支部会員の多くが多摩地域での法律相談を担当し、仕事を得る反面、支部活動に参加せず公的弁護も担当しないという実態がある。

従って、支部会員の増加にもかかわらず支部の公益的活動を担う支部会員が増加せず、

一部の会員に過重な負担がかかるという問題がある。

将来的には支部会員資格を見直して、支部加入資格を多摩地域に事務所がある会員に限定するとともに、支部への強制加入とする必要がある。また、公益活動の義務化、少なくとも法律相談を行う以上、国選、当番への登録を義務化するという方向性も検討する時期が来ることも予想される。

(4) 支部運営の問題点

本会が3つに分かれている関係で、支部もそれぞれの会の支部に分かれ、支部長、副支部長が選任されているが、日常の活動においてはそれぞれの所属会を意識することなく統一的に運営されている。しかし、支部という性格上、多摩支部での意思決定やその遂行は常に東京三会との調整が必要であり、東京三会の意向が食い違うことも多いため、その調整に多くの時間を取られ、迅速な活動の妨げになっている。

裁判所立川支部の事件数の多さなどから、多摩支部としては立川支部の本庁化（多摩支部の本会化）を目指した運動を行ってきているが、そこに至るまでの間でも、多摩支部独自の意思決定権限の範囲を広げるべきである。

2 八王子会館問題

東京三会は、立川に新会館を取得することに伴い覚書を締結し、八王子会館の売却を合意している。ところで、今後の多摩支部の活動を見通せば、この合意を修正することも視野に入れて検討を行うべきである。

多摩支部は設立後10年余が経過し、この間、その活動は活発化し、多摩地域における法的サービスに貢献している。弁護士会活動の基盤が会館にあることは明らかである。委員会や法律相談はもとより、日常業務での利用、あるいは会員の経験交流や懇親などの場としても有用であることは、詫が関の本会会館における活発な活動状況に照らしても明らかである。そうだとすれば、裁判所等の移転に伴い立川に新しい会館を取得したとはいえ、実際に八王子会館を利用する多摩支部会員の存置を強く求める意見は最大限に尊重すべきである。

多摩支部の要望書には、法律相談所としての優位性や地元自治体による利用などのほか、存置される簡易裁判所を始め、裁判所・検察庁跡地にできる法務局、税務署、労働基準監督署などの準司法的な役所の進出などに伴う弁護士業務関連の利用なども説明されているが、これら諸利用の必要性は、今後の弁護士人口の増大、法的需要の拡大などの傾向からすれば、その必要性を否定する合理的な理由はみられない。そのほか、多摩地域の特性に合わせた有効な活用方法も、多摩支部の独自性の尊重から生まれるものと期待できる。

いま、当会の財政状況は、前述のとおり安泰である。八王子会館の持分の売却代金は約5000万円と見込まれているが、会財政全体からすれば僅かなものであり、この点からも売却を急ぐ理由は見出しえない。

維持管理費等の恒常的な費用支出についても、他に事務所を賃借して八王子法律相談センターを開設するための費用負担と対比しても、その支出は低額であり、固定資産税の免

除という優位性を生かすとともに、様々な利用方法によって使用料を徴収できる仕組みも検討することが可能である。

東弁は、多摩地域における弁護士会の基盤をいっそう強化する観点から八王子会館を存置すること、そのために一弁、二弁との間の

2008年2月20日付「多摩支部新会館に関する覚書」に基づく売却の実行を見送り、その後、この間の事情の変化に合わせて、その見直しを求めるべきである。場合によっては、単独でも会館を取得すべきである。

第6 民法に関する問題

1 民法（債権法）改正について

1896年の民法制定以来初めて、債権法の全面改正が行われようとしている。

法務省審議官らも参加した研究者有志の検討会「民法（債権法）改正検討委員会」は、二年以上かけて、債権法全体の改正に向か具体的提言をまとめた。他にも、研究者を中心とする複数の検討会が意見をまとめており、一部の検討会は財産法全体の改正をも視野に入れて、大胆かつ具体的な意見を発信している。金融機関や大企業には、早くも勉強会を開き、改正にあたっての具体的な要望を発信する動きもある。

法務大臣は、2009年10月28日、法制審議会に債権法の全面改正を諮問した。

現時点で改正に向けた検討が予想されている事項は、消費者保護法制の民法典への取り込み、事情変更の制度化、短期消滅時効の廃止、ファイナンス・リース等の新たな典型契約の創設、貸借型契約や役務提供契約等について各々の総則的规定を設ける「中二階の構想」等々、極めて多岐にわたる。さらに、債務不履行における過失責任主義との決別、契約における合意原則の重視等、民法の基本概念の変容を取りざたされている。

このように市民の基本法典が大変革を受けようとしている状況において、民法を日々解釈し、その現実の適用場面に精通する弁護士・弁護士会が果たすべき役割は極めて大きい。それにも関わらず、これまでの検討は、主として研究者を中心に行われてきた反面で、残念ながら、弁護士会の取り組みは決して十分なものとはいえない。私たちは、各方面的議論を注視し、時には法律実務家として独自の視点から提言を行い、市民の正当な権利を確固とするための努力を怠ってはならない。たとえば、消費者保護法制の一部のみを民法典に取り込むことについては、かえって消費者保護に悪影響があり得るとの懸念もあり、緻密な検討が欠かせない。保証制度については、催告の抗弁を廃止し分別の利益も認めないと方向性が主張されているが、保証人保護の視点に立った改正も積極的に検討されるべきである。

多種多様な市民の立場に立って活動する弁護士・弁護士会だからこそ、偏ることなく、民法に接する全ての市民にとって妥当な法典となるよう、積極的に提言ができるのであり、また提言しなければならない。

2 民法の成年年齢引下げについて

法制審議会は、2009年10月28日、「民法上の成年年齢を18歳に引下げるのが適当であ

る。ただし、現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や問題点の解決に資する施策が実施されることが必要である。成年年齢を引き下げる具体的な時期については、関係施策の効果等の若年者を中心とする国民への浸透の程度やそれについての国民の意識を踏まえた、国会の判断にゆだねるのが相当である。」とする意見をまとめ、法務大臣に答申した。

法制審議会が若年者の自立を支援する施策の実現を先行させるべきとし、早急な民法の成年年齢の引下げ論に対して歓迎をかけた点は評価できる。

しかし、法制審議会が、「今回の意見は、その他の法令に及ぼす影響を検討しないで民法のみの検討を行った結果のもの」としている点は、重大な課題を後に残したと言える。

すなわち、民法の成年年齢の引下げは、単に私法上の行為能力の問題だけでなく、日本社会が何歳を「成年」として扱っていくかという、極めて影響の大きな問題である。

そのため、民法の成年年齢の引下げは、少年法、児童福祉法、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法、未成年者に対する親の扶養義務など、民法以外の様々な関係法令の条文や運用にも重大な影響を与える。例えば、少年法の適用年齢を「18歳未満」に引下げるこことなれば、18歳、19歳の若者への立ち直り支援が大きく後退し、再犯が増加し、社会の安全が損なわれることになる。

民法の成年年齢の引下げや関係する諸法令の適用年齢を検討するにあたっては、個別の法令ごとに、立法の経緯、立法の趣旨・目的、保護法益等を慎重に検討して、引下げの是非について結論を出すべきである。なお、国民投票の権利や公職選挙法の投票権については、民法の成年年齢を引下げなくても、法律で未成年者に投票権を付与することが憲法の解釈として可能である。

弁護士・弁護士会は、成年年齢の引下げに関する法整備の動向を注視し、個別の法令ごとに、積極的な提言をしていかなければならない。

以上